

平成25年6月7日
青森市企業局水道部総務課

受注者各位

平成25年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

標記の件について、国土交通省の特例措置通知に基づき、本企業局においても、下記のとおり取扱うこととしたのでお知らせします。

記

1 措置の内容

平成25年4月1日以降に入札を行い、契約を行った工事のうち、平成24年度公共工事設計労務単価（旧労務単価）を適用して予定価格を積算しているものについて、旧労務単価に基づく契約を平成25年度公共工事設計労務単価に基づく契約に変更するための請負金額の変更の協議を請求することができるものとします。

2 請求期限

受注者からの請負金額の変更の協議の請求期限については、対応の通知のあった日から14日以内とします。対応の通知のあった日とは、契約担当者から対象受注者へ通知した日とします。

3 技能労務者の賃金水準の引き上げについて

上記に伴い、請負金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について適切な対応をお願いします。